人事異動

法　務　省

検事　久家　健志
検事兼法務事務官　鈴木　輝仁

平成二十六年司法試験考査委員に併任する。
併任の期間は平成二十六年十月三十一日までとする。（各通）

検事　占部　祥
同　内藤晋太郎

平成二十六年司法試験考査委員の併任を解除する。
（各通）（以上七月二十四日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金制度改善等の要求に関して、平成26年８月29日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年８月 22 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	相模原赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
山梨県	山梨赤十字病院
長野県	松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター諏訪出張所、長野県赤十字血液センター松本供給出張所、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京都府	京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県	兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島根県	松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広島県	広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山口県	山口赤十字病院
香川県	高松赤十字病院
高知県	高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福岡県	福岡赤十字病院
佐賀県	唐津赤十字病院
長崎県	日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大分県	大分赤十字病院
鹿児島県	鹿児島赤十字病院
沖縄県	沖縄赤十字病院

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　鋼製はしけ
④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 26 年８月 22 日

東北地方交通審議会会長　高橋　宏明

中部地方交通審議会は、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460―8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について